

自動車税種別割のグリーン化について

令和4年度版

地球環境にやさしい自動車の普及をすすめるため、排出ガス及び燃費性能の優れた自動車は自動車税種別割が軽減(軽課)され、新車新規登録から一定年数を経過した、環境への負荷が大きい自動車は自動車税種別割が増額(重課)される特例措置(自動車税のグリーン化)が設けられ、平成14年度課税分から適用されています。

なお、令和4年度自動車税種別割で対象となる自動車及び軽課・重課の割合は以下のとおりです。

※地方税法・奈良県税条例の改正に伴い、令和元年10月1日より自動車税は「自動車税種別割」に改正されました。(自動車取得税については廃止され、自動車の燃費性能などに応じて取得時にかかる「自動車税環境性能割」が導入されました。)

1 環境負荷の小さい自動車(軽課)

① 対象自動車と軽減額の割合

令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)に新車新規登録された自動車のうち、下表の条件をみたまものは軽減の対象となります。

対 象 と な る 自 動 車					軽減額割合
電気自動車(燃料電池車を含む) プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)					R4年度種別割を 概ね 75% 軽減
右の排出ガス基準・排出ガス規制と燃費基準の両方を満たす	平成17年排出ガス基準75%低減達成 または 平成30年排出ガス基準50%低減達成	か っ	令和2年度燃費基準達成	か っ	令和12年度燃費基準90%達成
	【クリーンディーゼル車】 平成21年排出ガス規制適合 または 平成30年排出ガス規制適合				令和12年度燃費基準70%達成
営業用乗用車					R4年度種別割を 概ね 50% 軽減

※ 具体的な軽減対象車種については、下記の国土交通省のホームページでご確認いただけます。
・低排出ガス認定自動車に関する公表(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html)
・自動車の燃費性能に関する公表(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html)

② 軽減される期間

○令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)に新車新規登録された自動車・・・令和4年度の1年間に限り軽減

※ 令和3年3月31日までに新車新規登録された自動車に対する軽減(軽課)措置の適用は終了し、通常の税額になっています。

2 環境負荷の大きい自動車(重課)

① 対象自動車と重課額

下表の条件に該当する自動車については、令和4年度の自動車税種別割が増額(重課)されます。
(電気自動車(燃料電池車を含む)、メタノール自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車を含む)、一般乗合用バス、スクールバス、被けん引自動車は重課対象外です。)

重課開始年度	対象となる自動車	増額の割合
令和4年度~	平成21年3月31日までに新車新規登録されたガソリン・LPG自動車(バス・トラックを除く)	概ね 15% 増額
	平成23年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル自動車(バス・トラックを除く)	
	平成21年3月31日までに新車新規登録されたガソリンバス・トラック、LPGバス・トラック	概ね 10% 増額
	平成23年3月31日までに新車新規登録されたディーゼルバス・トラック	

② 重課される期間

重課対象自動車が抹消登録等によって、課税対象となくなるときまでです。

○問い合わせ先
自動車税事務所自動車税第一課
TEL 0743-51-0081

自動車税種別割グリーン化税率表

(区分)		営業用					自家用 ※令和元年10月1日以降に 新車新規登録を受けた自動車		自家用 ※令和元年9月30日までに 新車新規登録を受けた自動車			
		標準税率	概ね 10%重課	概ね 15%重課	概ね 50%軽課	概ね 75%軽課	標準税率	概ね 75%軽課	標準税率	概ね 10%重課	概ね 15%重課	
		年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	
乗 用 車	1.0%以下	7,500		8,600	4,000	2,000	25,000	6,500	29,500		33,900	
	1.0%超 1.5%以下	8,500		9,700	4,500	2,500	30,500	8,000	34,500		39,600	
	1.5%超 2.0%以下	9,500		10,900	5,000	2,500	36,000	9,000	39,500		45,400	
	2.0%超 2.5%以下	13,800		15,800	7,000	3,500	43,500	11,000	45,000		51,700	
	2.5%超 3.0%以下	15,700	※2	18,000	8,000	4,000	50,000	12,500	51,000	※2	58,600	
	3.0%超 3.5%以下	17,900		20,500	9,000	4,500	57,000	14,500	58,000		66,700	
	3.5%超 4.0%以下	20,500		23,500	10,500	5,500	65,500	16,500	66,500		76,400	
	4.0%超 4.5%以下	23,600		27,100	12,000	6,000	75,500	19,000	76,500		87,900	
	4.5%超 6.0%以下	27,200		31,200	14,000	7,000	87,000	22,000	88,000		101,200	
6.0%超	40,700		46,800	20,500	10,500	110,000	27,500	111,000		127,600		
電気自動車		7,500	対象外		-	2,000	25,000	6,500	29,500	対象外		
ト ラ ック	1ト以下	6,500	7,100			2,000	8,000	2,000	8,000	8,800		
	1ト超 2ト以下	9,000	9,900			2,500	11,500	3,000	11,500	12,600		
	2ト超 3ト以下	12,000	13,200			3,000	16,000	4,000	16,000	17,600		
	3ト超 4ト以下	15,000	16,500			4,000	20,500	5,500	20,500	22,500		
	4ト超 5ト以下	18,500	20,300	※2		5,000	25,500	6,500	25,500	28,000	※2	
	5ト超 6ト以下	22,000	24,200			5,500	30,000	7,500	30,000	33,000		
	6ト超 7ト以下	25,500	28,000			6,500	35,000	9,000	35,000	38,500		
	7ト超 8ト以下	29,500	32,400			7,500	40,500	10,500	40,500	44,500		
以下1トン毎に加算する額		4,700	5,100			1,200	6,300	1,600	6,300	6,900		
貨 客 兼 用 車 ※ 1	1ト以下	1%以下	10,200	11,200			3,000	13,200	3,300	13,200	14,500	
		1%超 1.5%以下	11,200	12,300			3,200	14,300	3,600	14,300	15,700	
		1.5%超	12,800	14,000			3,600	16,000	4,000	16,000	17,600	
	1ト超 2ト以下	1%以下	12,700	14,000			3,500	16,700	4,300	16,700	18,300	
		1%超 1.5%以下	13,700	15,100	※2		3,700	17,800	4,600	17,800	19,500	
	1.5%超		15,300	16,800			4,100	19,500	5,000	19,500	21,400	
排気量区分に 応じ、トラック税 率に加算する額		1%以下	3,700	4,100			1,000	5,200	1,300	5,200	5,700	
		1%超 1.5%以下	4,700	5,200			1,200	6,300	1,600	6,300	6,900	
		1.5%超	6,300	6,900			1,600	8,000	2,000	8,000	8,800	
けん引車		小型自動車	7,500	8,200	※2		2,000	10,200	3,000	10,200	11,200	
		普通自動車	15,100	16,600			4,000	20,600	5,500	20,600	22,600	
バ ス	(一般乗 合以外)	(自 家 用 以 外)	30人以下	26,500	29,100			7,000	33,000	8,500	33,000	36,300
			30人超 40人以下	32,000	35,200			8,000	41,000	10,500	41,000	45,100
			40人超 50人以下	38,000	41,800			9,500	49,000	12,500	49,000	53,900
			50人超 60人以下	44,000	48,400	※2		11,000	57,000	14,500	57,000	62,700
			60人超 70人以下	50,500	55,500			13,000	65,500	16,500	65,500	72,000
			70人超 80人以下	57,000	62,700			14,500	74,000	18,500	74,000	81,400
	80人超	64,000	70,400			16,000	83,000	21,000	83,000	91,300		
(一 般 乗 合 用)	(自 家 用)	30人以下	12,000				3,000	12,000	3,000	12,000		
		30人超 40人以下	14,500				4,000	14,500	4,000	14,500		
		40人超 50人以下	17,500				4,500	17,500	4,500	17,500		
		50人超 60人以下	20,000	対象外			5,000	20,000	5,000	20,000	対象外	
		60人超 70人以下	22,500				6,000	22,500	6,000	22,500		
		70人超 80人以下	25,500				6,500	25,500	6,500	25,500		
80人超	29,000				7,500	29,000	7,500	29,000				
霊柩車		17,300	※2	19,800		4,500	23,500	6,000	23,500	※2	27,000	
小型三輪自動車		4,500	※2	5,100		1,500	6,000	1,500	6,000	※2	6,900	
キ ャ ン ピ ン グ 車	1.0%以下						20,000	5,000	23,600		27,100	
	1.0%超 1.5%以下						24,400	6,500	27,600		31,700	
	1.5%超 2.0%以下						28,800	7,500	31,600		36,300	
	2.0%超 2.5%以下						34,800	9,000	36,000		41,400	
	2.5%超 3.0%以下						40,000	10,000	40,800	※2	46,900	
	3.0%超 3.5%以下						45,600	11,500	46,400		53,300	
	3.5%超 4.0%以下						52,400	13,500	53,200		61,100	
	4.0%超 4.5%以下						60,400	15,500	61,200		70,300	
4.5%超 6.0%以下						69,600	17,500	70,400		80,900		
6.0%超						88,000	22,000	88,800		102,100		

注) 電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車を含む)、メタノール自動車、一般乗合バス、スクールバス、被けん引自動車は重課対象外です。

※1 貨客兼用車(貨物用自動車で、最大乗車定員が4名以上の自動車)の税率は、積載区分によるトラック税率の額に排気量区分に応じた額をそれぞれ加算した額とします。

※2 「バス・トラック」以外の自動車にかかる重課は、15%重課を適用。また、「バス・トラック」にかかる重課は、10%重課を適用とします。

※ 総排気量は、車検証に記載されている排気量ではなく、諸元に基づく総排気量のことをいいます。